様式第1号(第12第2項)

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年3月8日

長野県上田地域振興局長

1 業務の概要

- (1) 業務名 遊休不動産を活用したワイン関連ビジネス創出事業業務
- (2) 業務の目的

上田地域を訪れる観光客等がワインを楽しむことのできる拠点を増やすため、年々増加している遊休不動産を活用したビジネスアイディアと、ワイン関連ビジネスへの参入に興味・意欲のある起業家、ビジネス化に向けて資金を提供する出資者をマッチングし、ワイン関連ビジネスの創出に繋げる。

(3) 業務内容

ア ワインを中心とした観光等の振興を図る人材育成研修

行政、観光団体、町おこし団体の職員や地域住民などを対象に、ワイン産業についての基礎知識やワイン関連ビジネス等について学ぶための研修として、講座や先進地視察、ワイン産業の振興方策などに関する意見交換を実施する。

イ 活用可能な遊休不動産情報の収集・整理

ワイン関連ビジネスを展開する観光拠点への転換が見込める遊休不動産(以下、「候補物件」という。)の情報を収集・整理し、所有者の意向や賃貸、売買の条件等、実際に活用する際に必要な情報を資料としてまとめる。

ウ ワイン関連ビジネスのアイディア収集・整理

アで育成した人材や一般参加者等を招集し、イで収集・整理した候補物件の見学や評価を行うとともに、ワークショップ等を開催し、想定される候補物件を活用したビジネスアイディアを収集・整理し、資料としてまとめる。

エ ビジネスアイディアと起業家、出資者とのマッチング

国内外の起業家や出資者を対象として、ウでまとめたビジネスアイディアの資料を活用しながら、相談会及び候補物件の見学ツアーを開催し、ビジネスアイディアとのマッチングを行う。

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり。(ただし、仕様書の内容は公告時点のものであり、今後打合せの中で変更する可能性があります。契約締結後の変更については、その都度委託者から協議するものとします。)

- (5) 企画提案を求める具体的内容の項目
 - ア 人材育成研修の内容・実施方法
 - イ 候補物件情報の収集・整理方法
 - ウ ワイン関連ビジネスのアイディア収集・整理方法
 - エ ビジネスアイディアと起業家、出資者とのマッチング方法
 - オ 業務の実施体制、実施スケジュール及び事業費
- (6) 業務の実施場所

長野県上田市、東御市及び県外

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結日から令和7年3月10日(月)まで

- (8) 費用の上限額 7,415,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管 第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 上田地域振興局で行うプレゼンテーション(6(7)カ)及び打合せに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提 出するものとします。提出期限((3) ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提 案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書 (様式第3号)
 - イ 参加要件具備説明書類総括書(様式第3号の附表)
 - ウ 誓約書 (様式第3号の2)
- (2) 担当課(所)・問い合わせ先

〒386-8555 上田市材木町1-2-6

長野県上田地域振興局商工観光課

電 話 0268-25-7140

FAX 0268-24-0331

メール uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp

- (3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 令和6年3月18日 (月) 午後5時まで

(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)

- 【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する 県の休日をいう。以下同じ。】
- イ 提出先 3(2) に同じ。
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメールのいずれかとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに上田地域振興局商工観光課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(2)に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

- (5) 非該当理由に関する事項
 - ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該 当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)ア) の3日前までに、書面により上田地域振興局長から通知します。
 - イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により上田地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算

して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

- エ 非該当理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(2) に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び 休日は除く。)
- (6) その他の留意事項
 - ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- 4 説明会
 - (1) 開催日時 令和6年3月22日(金)午前10時30分~
 - (2) 開催方法 オンライン形式
 - (3) 留意事項 <u>説明会には必ず参加してください。</u>説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。
- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - (1) 受付場所 3(2) に同じ。
 - (2) 受付期間 令和6年3月25日(月)午前11時まで
 - (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、3月25日(月)は午前11時まで。 (土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
 - (5) 回答方法 上田地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出 等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年3月29日(金)までに 長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
 - (1) 企画提案書の作成様式 様式第8号による。
 - (2) 企画書の作成様式

別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、様式第8号の附表(例)により作成してください。ただし、様式第8号の附表(例)の記載項目が網羅されていれば、独自様式での提案書でも結構です。なお、独自様式での企画書はA4サイズで作成してください。

- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - イ 「5 再委託の予定」又は「6 企画協力等の予定」の記載欄には、当該業務の一部 を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載し てください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはで

きません。

- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法 ア 受付場所 3(2) に同じ。
 - イ 受付期間 令和6年3月25日(月)午前11時まで
 - ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、3月25日(月)は午前11時まで。 (土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - エ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
 - オ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問 者に対してはメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 令和6年4月8日(月)午前11時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。 提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、4月8日(月)は午前11時 まで。)
 - イ 提出先 3(2) に同じ。
 - ウ 提出部数 6部 (原本1部、コピー5部)。
 - エ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに上田地域振興局商工観光課に到達したものに 限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(2)に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、「遊休不動産を活用したワイン関連ビジネス創出事業業務企画提案選定 基準」に基づいて選定されます。

- (7) 企画提案の選定の方法
 - ア 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼン テーションにより評価を行いますので、出席してください。
 - イ 企画提案評価会議の構成員により、審査項目ごとにA~Eの5段階で評価します。 「A:非常に優秀」、「B:優秀」、「C:普通」、「D:やや劣る」、「E:劣る」
 - ウ 審査項目ごとの評価点は、各評価項目の配点に対して、 $A \sim E$ のそれぞれ係数 (A: 1.0、B: 0.8、C: 0.6、D: 0.4、E: 0.2) を乗じた点数とします。
 - エ 各構成員は、採点結果により参加者の優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
 - オ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。ただし、採点結果が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。

- カ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 - (ア) 期日:令和6年4月15日(月)
 - (イ) 時間:参加者へ個別に連絡します。
 - (f) 場所:上田合同庁舎202·203号会議室(予定)
- (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
 - ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により上田地域振興局長から通知します。
 - イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非 選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により上田地域振興局長から通知します。
 - ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企 画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、 上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。
- (9) 非選定理由に関する事項
 - ア (8) イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により上田地域振 興局長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
 - イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算 して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
 - ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(2) に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (10)その他の留意事項
 - ア 企画提案書は複数提出することはできません。
 - イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
 - ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
 - エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
 - カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。
- 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり。

- 8 見積書の提出
 - (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該

当日の午後5時までに)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により上田地域振興局長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加 について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、令和6年4月1日(月)以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。
- (2) 契約書作成の要否必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(2) に同じ。
- (4) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (5) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。